

令和6年度(2024)

通常総会

日時 令和6年5月24日(金) 19:00~

場所 鯖江市環境教育支援センター(エコネットさばえ)会議室



(認定NPO法人)

特定非営利活動法人 **エコプラザさばえ**

鯖江市中野町 73-11 鯖江市環境教育支援センター内

TEL. 0778-52-0050

FAX. 0778-52-0909

令和6(2024)年度

(特) エコプラザさばえ 通常総会 次第

日時：令和6年5月24日(金) 19:00～

場所：鯖江市環境教育支援センター(エコネットさばえ)

1. 開会宣言

2. 理事長挨拶 理事長 岸本直樹

3. 資料の確認

4. 議長の選出

5. 議 事

(1) 議事録作成人並びに署名人の指名

(2) 定足数の確認(定款第27条 会員の2分の1以上の出席者数)

(3) 審 議 事 項

①議案第1号 令和5年度(2023) 事業報告(案) …………… P 4～ 6

②議案第2号 令和5年度(2023) 特定非営利活動に係る

事業会計活動計算書(決算)(案)…… P 7～12

③議案第3号 令和6年度(2024) 事業計画(案) …………… P13～16

④議案第4号 令和6年度(2024) 特定非営利活動に係る

事業会計活動計算書(予算)(案)…… P17～19

⑤議案第5号 令和6年度(2024) 役員承認の件 …………… P20～21

⑥議案第6号 その他

6. 議長降壇

7. 報告事項

8. 一般質問

9. 監事講評

10. 閉会宣言

議案第 1 号

令和 5 年度(2023) 事業報告 (案)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ 定款第 23 条(5)の規定により、
令和 5 年度(2023) 事業について報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長 岸 本 直 樹

令和5年度(2023) (特)エコプラザさばえ 実施事業一覧

分類	項目	備考
①環境に関する普及・啓発事業	キッズエコラボ	活動休止中
	おもちゃ病院	毎月第1・3土、第3日曜日
	リユースプラレール	オープンデー 第3日曜日
	どんぐりからの森づくり	植樹、日常管理
	生ごみリサイクル	生ごみ分解処理容器販売
	他団体支援事業	遊び場づくり会議等多数
	SDGs普及啓発事業	SDGsde地方創生等
	その他環境啓発事業	オープンデー
②環境に関する受託事業	環境フェアの開催	6/18(日) 嚮陽会館
	こどもエコクラブ活動交流会の開催	2/3(土) 嚮陽会館
	かんきょう市民大学・井戸端会議・企業セミナー等の開催	10/2(土) 谷口たかひさお話し会
	環境学習の企画実施	56回
	親子リサイクルバスツアーの開催	7/25(火)7/28(金) (株)エフピコ中部
	館内企画展示	5/22(月) ゴーヤグリーンカーテン設置
	環境まちづくり委員会各会議の開催	10回
	環境アドバイザーの派遣	7回
	エコネットさばえ通信の発行	42号・43号特別編
	センターに付随したビオトープの整備	環境体験 7回 維持管理 随時
	どんぐりからの森づくり事業	31回
	広報活動およびHPの管理・更新	随時更新
	3Rごみ減量化の推進	おもちゃ病院 32回
	植樹祭の実施	10/8 戸の口町(八幡山)
	環境リーダー養成講座の実施	8/12(土) 11/11(土) 体験会
	サケ放流会の開催	活動休止
	SDGsの達成に貢献する活動・団体の支援及び事業の実施	学習会 12回 GIA会議等 33回
	魅力ある企画事業運営	オープンデー10回
	エコネットさばえ開館業務	開館日数296・来館者数5,169
	エコネットさばえ建物管理業務	通年
施設管理(エコネットさばえ夜間管理)	通年	
廃棄物分別およびごみ減量化・資源化市民啓発事業	説明会19回、施設見学4回	
生ごみ分解処理容器モニター事業	25回 118名	
③不用品・古物等のリユース推進に関する事業		
④再生可能エネルギーを利用した発電事業		
エコプラザ運営事業	総会	5/22
	理事会	6回
	運営会議	隔月1回
	報告書作成(エコプラザさばえの活動報告、各委託契約の報告)	
	報告書作成(指定管理・補助事業の実績報告)	
	経理(契約、金銭出納、財務管理)	通年
	事務(諸連絡)	通年
他団体との連携対応	鯖江市、鯖江市教育委員会、鯖江市環境まちづくり委員会、鯖江市一般廃棄物協会	
	越の郷地球環境会議、福井県環境政策課・循環社会推進課・自然環境課、環境ふくい推進協議会、	
	福井県地球温暖化防止活動推進センター、(特)エコプランふくい、(特)かわだ夢グリーン	
	鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク、(認特)さばえNPOサポート、かわだ自然に親しむ会、	
	鯖江市男女共同参画ネットワーク、市民協働推進会議、連合福井丹南地域協議会、鯖江市小中学校校長会	
	鯖江市連合女性会、福井工業高等専門学校、(一社)PARK、(一社)Green Innovation Academy	
	グリーンネットさばえ、日野川漁業協同組合、(一社)ゆるパブリック、マルSABA、河和田アートキャンプ	

令和5年度(2023) (特)エコプラザさばえ 会議一覧

月	日	会 議 名	時 間	場 所
4月	24日(月)	4月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
5月	11日(木)	5月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
	18日(木)	第1回理事会	19:30~21:30	エコネットさばえ
	22日(月)	通常総会	19:00~20:00	エコネットさばえ
6月	15日(木)	6月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
7月	13日(木)	7月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
8月	17日(木)	8月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
	24日(木)	第2回理事会	19:30~21:30	エコネットさばえ
9月	14日(木)	9月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
	21日(木)	第3回理事会	19:30~21:30	エコネットさばえ
10月	12日(木)	10月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
11月	9日(木)	11月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
	17日(金)	第4回理事会	19:30~21:30	エコネットさばえ
12月	14日(木)	12月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
1月	11日(木)	1月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
	18日(木)	第5回理事会	19:30~21:30	エコネットさばえ
2月	15日(木)	2月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
3月	14日(木)	3月運営会議	19:30~21:30	エコネットさばえ
	21日(木)	第6回理事会	19:30~21:30	エコネットさばえ

令和5年度(2023) 特定非営利活動に係る 事業会計活動計算書(決算) (案)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ 定款第23条(5)の規定により、
令和5年度(2023)特定非営利活動に係る事業会計活動計算を報告し、
承認を求める。

令和6年5月24日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長 岸本直樹

令和5(2023)年度 活動計算書(決算)

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	10,800	
受取入会金	300	71,100

【受取寄付金】

受取寄付金		660,616
-------	--	---------

【事業収益】

指定管理料	25,278,000	
委託費	3,200,000	
その他事業収益	1,237,633	29,715,633

【その他収益】

受取利息	68	
雑収益	350,541	350,609

経常収益 計

30,797,958

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当	11,526,965
賃金	798,408
退職金	185,467
通勤費	91,400
福利厚生費	2,049,329
人件費計	14,651,569

(その他経費)

業務委託費	3,495,884
諸謝金	128,000
印刷製本費	1,124,700
会議費	3,120
食糧費	143,619
旅費交通費	433,100
車両費	75,314
通信運搬費	514,683
燃料費	293,514
消耗品費	2,893,102
修繕費	201,820
水道光熱費	1,631,573
接待交際費	3,600
地代家賃	15,000
賃借料	475,756
広告宣伝費	106,125
新聞図書費	69,840
保険料	169,020
諸会費	122,320
租税公課	1,378,850
研修費	27,760
支払手数料	103,263
支払寄付金	100,000
雑費	37,216
備品購入費	2,640

その他経費計

事業費 計

13,549,819

28,201,388

【管理費】

(人件費)

賃金(管)	1,088,048
役員報酬(管)	600,000

令和5(2023)年度 活動計算書(決算)

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

人件費計	1,688,048		
(その他経費)			
業務委託費(管)	777,260		
賃借料(管)	211,200		
その他経費計	988,460		
管理費計		2,676,508	
経常費用計			30,877,896
当期経常増減額			△ 79,938
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 79,938
法人税、住民税及び事業税			80,006
当期正味財産増減額			△ 159,944
前期繰越正味財産額			3,764,765
次期繰越正味財産額			3,604,821

科 目	特定非営利活動に係る事業						合 計
	①環境に 関する普 及・啓発事 業	②環境に 関する受 託 事業	③不用品・ 個物等のリ ユース推進 に関する事 業	④再生可 能エネルギー を利用し た 発電 事業	①～④ 事業部門費 計	管理費	
【経常収益】							
【受取会費】							
正会員受取会費	0	0	0	0	0	60,000	60,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	10,800	10,800
受取入会金	0	0	0	0	0	300	300
受取会費 計	0	0	0	0	0	71,100	71,100
【受取寄付金】							
受取寄付金 計	660,616	0	0	0	660,616	0	660,616
受取寄付金 計	660,616	0	0	0	660,616	0	660,616
【事業収益】							
指定管理料	0	25,278,000	0	0	25,278,000	0	25,278,000
委託費	50,000	1,830,000	0	0	1,880,000	1,320,000	3,200,000
その他事業収益	1,078,628	159,005	0	0	1,237,633	0	1,237,633
事業収益 計	1,128,628	27,267,005	0	0	28,395,633	1,320,000	29,715,633
【その他収益】							
受取 利息	0	51	0	0	51	17	68
雑 収 益	0	349,425	0	0	349,425	1,116	350,541
その他収益 計	0	349,476	0	0	349,476	1,133	350,609
経常収益 計	1,789,244	27,616,481	0	0	29,405,725	1,392,233	30,797,958
【経常費用】							
【事業費】							
(人件費)							
給料 手当	110,000	11,416,965	0	0	11,526,965	0	11,526,965
賃金	0	798,408	0	0	798,408	1,088,048	1,886,456
退職金	0	185,467	0	0	185,467	0	185,467
役員報酬	0	0	0	0	0	600,000	600,000
通 勤 費	0	91,400	0	0	91,400	0	91,400
福利厚生費	17,286	2,032,043	0	0	2,049,329	0	2,049,329
人件費計	127,286	14,524,283	0	0	14,651,569	1,688,048	16,339,617
(その他経費)							
業務委託費	183,725	2,920,192	0	0	3,103,917	1,169,227	4,273,144
諸謝金	0	128,000	0	0	128,000	0	128,000
印刷製本費	0	1,054,700	0	0	1,054,700	70,000	1,124,700
会議費	3,120	0	0	0	3,120	0	3,120
食糧費	48,219	95,400	0	0	143,619	0	143,619
旅費交通費	12,360	417,740	0	0	430,100	3,000	433,100
車両費	0	75,314	0	0	75,314	0	75,314
通信運搬費	644	486,789	0	0	487,433	27,250	514,683
燃料費	0	293,514	0	0	293,514	0	293,514
消耗品費	27,812	2,865,290	0	0	2,893,102	0	2,893,102
修繕費	0	201,820	0	0	201,820	0	201,820
水道光熱費	0	1,631,573	0	0	1,631,573	0	1,631,573
接待交際費	0	3,600	0	0	3,600	0	3,600
地代家賃	0	15,000	0	0	15,000	0	15,000
賃借料	0	475,756	0	0	475,756	211,200	686,956
広告宣伝費	0	106,125	0	0	106,125	0	106,125
新聞図書費	0	69,840	0	0	69,840	0	69,840
保険料	26,120	142,900	0	0	169,020	0	169,020
諸会費	103,820	18,500	0	0	122,320	0	122,320
租税公課	43,610	1,258,990	0	0	1,302,600	76,250	1,378,850
研修費	2,280	25,480	0	0	27,760	0	27,760
支払手数料	3,820	92,433	0	0	96,253	7,010	103,263
寄付金	0	0	0	0	0	0	0
支払寄付金	100,000		0	0	100,000	0	100,000
雑 費	0	26,216	0	0	26,216	11,000	37,216
備品購入費	0	2,640	0	0	2,640	0	2,640
その他経費計	555,530	12,407,812	0	0	12,963,342	1,574,937	14,538,279
経常費用 計	682,816	26,932,095	0	0	27,614,911	3,262,985	30,877,896
当期経常増減額	1,106,428	684,386	0	0	1,790,814	-1,870,752	-79,938

貸借対照表

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	1,683,455
現金	196,820	預り金	89,570
普通預金	5,260,664	未払法人税等	80,000
現金・預金計	5,457,484	未払消費税	663,300
		流動負債計	2,516,325
(売上債権)		負債合計	2,516,325
未収金	663,662	正味財産の部	
売上債権計	663,662	【正味財産】	
		前期繰越正味財産額	3,764,765
		当期正味財産増減額	△ 159,944
		正味財産計	3,604,821
流動資産合計	6,121,146	正味財産合計	3,604,821
資産合計	6,121,146	負債及び正味財産合計	6,121,146

財 産 目 録

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	196,820		
普通預金	5,260,664		
福井銀行	(1,523,090)		
福井銀行(エ)非営利	(2,564,303)		
ゆうちょ銀行	(19,923)		
J A木づかい	(1,000)		
PAYPAY銀行	(190,916)		
福井銀行(エ)営利	(961,432)		
現金・預金計	5,457,484		
(売上債権)			
未収金	663,662		
売上債権計	663,662		
流動資産合計		6,121,146	
資産の部 合計			6,121,146
		《負債の部》	
【流動負債】			
未払金	1,683,455		
預り金	89,570		
未払法人税等	80,000		
未払消費税	663,300		
流動負債計		2,516,325	
負債の部 合計			2,516,325
正味財産			3,604,821

監査報告書

令和5年度特定非営利活動に係る活動報告

令和5年度特定非営利活動に係る事業会計活動計算書報告

1. 監査の概要

令和6年5月7日、鯖江市環境教育支援センターにおいて、令和5年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書（決算）の執行状況および業務の執行状況について、関係書類の提出と担当職員の説明を聴取する等により、慎重に実施した。

2. 監査結果


特定非営利活動法人エコプラザさばえ令和5年度特定非営利活動に係る事業会計活動計算書類は、NPO法人会計基準に準拠しており、収支の状況、財産状況および関係諸帳簿等が適正に処理されていることを認める。

なお、業務の執行に関する事項についても適正に事務処理がなされていることを認める。

令和6年5月7日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

理事長 岸本直樹 殿

監事 夏梅建 

監事 林 曉 

令和 6 年度(2024) 事業計画 (案)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ 定款第 23 条(4)の規定により、
令和 6 年度(2024)特定非営利活動に係る事業計画の、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長 岸 本 直 樹

令和 6 年度活動方針

特定非営利活動法人 エコプラザさばえ
理事長 岸本直樹

■運営方針

新型コロナウイルス感染症（以下 コロナ禍）が第 5 類に移行され、収束状態となった。今後はコロナ禍以前の活動状態に戻していかななくてはならない。一方で 4 年間の空白は大きな損失であり、これを元に戻すことよりも時代に合った新たな事業展開を模索した方が良いのではないかと考える。

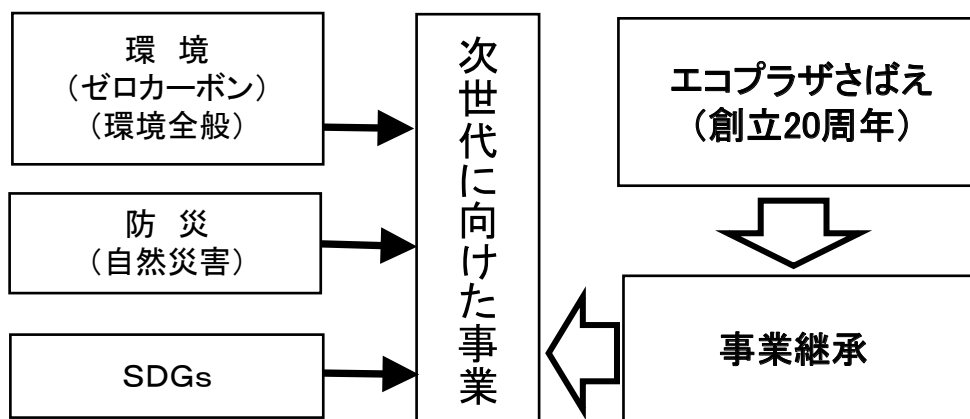
エコプラザさばえも創立 20 年を経過した。創立当時のメンバーも高齢化に伴い新鮮さや活力が低下してきた感がある。したがって新たな事業展開を新たなメンバーで行うための組織づくりを早急に行う必要がある。

しかし、いかなる時でも私たちは「Think Globally, Act Locally」（地球規模で考え、足元から実行せよ）の考えで、環境 NPO の立場から積極的に環境教育の推進をサポートしていく必要があることには変わりない。

■事業方針

コロナ禍が収束した中で、環境 NPO として新たな時代の活動が必要となってくる。またエコプラザさばえも発足 20 年目を迎え、高齢化に伴う事業継承の必要性がある。それらのために以下に事業方針を掲げる。

1. エコプラザさばえ創立 20 周年事業の実施
2. SDGs・脱炭素・防災・環境全般を融合した新たな活動プログラムの実施
3. エコプラザさばえの事業承継のための検討会の設置



令和6年度エコプラザさばえ活動計画（案）

	No	事業名	事業概略	回数 頻度	
① 環境に関する普及啓発事業	1	キッズエコラボプロジェクト事業	こどもが、自然や様々な環境（エコ）を通して自分たちで考え・行動する力を養う事が出来る場所（ラボ）をエコプラザを中心に活動する大人たちと一緒に作り、活動する事で、ここでしか出来ない体験や出会い成長をつくる。	通年	
	2	おもちゃの病院事業	おもちゃを修理して使うことにより、「物を大切に」「リユース」の思想普及を図る。	通年	
	3	リユースプラレール事業	家庭で使わなくなったプラレールを収集し、イベント等で使用することにより、子どもたちにリユースする心の醸成を図る。	通年	
	4	どんぐりからの森づくり事業	育苗から植樹・森づくり活動を通して、CO ₂ 削減、地球温暖化防止を啓発する。	通年	
	5	生ごみリサイクル事業	生ごみを各種方法によりたい肥化することにより、ごみの減量化・資源として再利用を図る。	通年	
	6	他団体支援事業	各種団体・グループの環境活動を支援し、さらなる広がりを促す。	通年	
	7	SDGs普及啓発事業	持続可能な地域づくりを目指すSDGs・クールチョイスを地域に普及し、さらに理解を深める。	通年	
	8	その他環境啓発事業	その他随時、発案された事業を実現できるよう検討・実施。	通年	
② 環境に関する受託事業	指定管理事業	1	環境フェアの開催	環境基本計画を推進するため、広く市民等への啓発を行い、個人レベルでの環境保全・改善活動を促す。	1回
		2	こどもエコクラブ活動の支援	子どもたちが一年を通して、主体的に行う環境学習および環境保全に関する活動を支援する。また環境活動を行う子どもや大人との交流の場を設けることにより、今後の環境学習意欲の向上と環境保全活動の裾野を広げる。	随時
		3	かんきょう市民大学・井戸端会議・企業セミナー等の開催	環境基本計画推進のため、環境に関する知識・意識を高め、環境に配慮した行動ができる市民を広く育成する。	2回
		4	環境学習の企画実施	小中学生・市民に様々な体験(森づくり・ビオトープ他)・学習会を通して環境を身近に感じ更なる取組を促す。	10回
		5	親子リサイクルバスツアーの開催	リサイクル施設見学を通し、親子で学べる環境教育の場を企画し、環境を担う人材づくりを目指す。	1回
		6	館内企画展示	館内展示により様々な環境問題の情報を来館者に伝え啓発を図る。	随時
		7	環境まちづくり委員会各会議の開催	環境まちづくり委員会・ワーキンググループの運営をサポートし環境基本計画を推進する。	随時
		8	環境アドバイザーの派遣	環境問題のあらゆるジャンルのアドバイザー(講師)を紹介し学校、市内団体等の派遣依頼に応える。	随時
		9	エコネットさばえ通信の発行	センター事業や環境保全活動を広く市民に啓発するために、機関紙を発行する。	2回
		10	センターに付随したビオトープの整備	ビオトープの維持・管理を通し、自然環境保護の重要性を学習するため、環境体験学習を実施する。	随時
		11	どんぐりからの森づくり事業	市内小学生にどんぐりを拾ってもらい芽が出るまで育ててもらいとともに、地球温暖化防止のための植樹の意義を啓発する。また市内小学生および親子等の市民参加による植樹体験学習会を開催し、同様に啓発を行う。	随時
		12	幅広い環境情報の収集と情報発信・啓発	市内の団体や企業などと連携を深め、市独自の情報や、環境に関わる世界中の有益な情報を収集する。またこれらを広報さばえやHPまたはSNSやオンラインツール等も利用し、情報発信・啓発を行う。	通年
		13	3R推進講座の実施	循環型社会を構築するため、ごみの排出抑制、再利用、再生利用およびごみ減量化を推進する。	随時
		14	環境リーダー養成講座の開催	環境教育指導の手法を学び、環境に関するスキルアップに資する講座を開催し、地域職場等における環境リーダーを養成する。	3回以上
		15	サケやサクラマス等の放流体験学習会の開催	卵から稚魚までの育成観察や、放流などの体験を通じて、川を守り自然を愛する気持ちを醸成する。	2回以上
		16	SDGsの達成に貢献する活動・団体の支援および事業の実施	SDGsを達成するためには、私たち一人一人がSDGsに関心をもち、その必要性を理解してはじめて、行動に移すことができる。この導入部分についての支援および事業を実施する。	随時
		17	魅力ある企画事業運営	環境基本計画に基づく「人と生きものが仲良くくらせるまち」の実現を目指し、市民等に対して魅力ある事業を実施する。	随時
他受託事業	1	廃棄物分別およびごみ減量化・資源化市民啓発事業		通年	
	2	生ごみ分解処理容器等モニター事業		通年	
	3	環境啓発事業		通年	
③ 不用品・古物等のリユース推進に関する事業					
④ 再生可能エネルギーを利用した発電事業					

令和 6 年度(2024) 特定非営利活動に係る 事業会計活動計算書(予算) (案)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ 定款第 23 条(4)の規定により、
令和 6 年度(2024)特定非営利活動に係る事業会計活動計算(予算)の、承認
を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長 岸 本 直 樹

令和6(2024)年度 活動計算書(予算)

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	8,400	
受取入会金	300	68,700

【受取寄付金】

受取寄付金		800,000
-------	--	---------

【事業収益】

指定管理料	25,730,000	
委託費	1,120,000	
その他事業収益	1,410,000	28,260,000

【その他収益】

受取 利息	50	
雑 収 益	521,250	521,300

経常収益 計

29,650,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当	12,000,000
賃金	700,000
通 勤 費	150,000
福利厚生費	2,305,000
人件費計	15,155,000

(その他経費)

業務委託費	3,300,000
諸謝金	130,000
印刷製本費	800,000
食糧費	50,000
車両費	400,000
旅費交通費	400,000
通信運搬費	550,000
燃料費	300,000
消耗品費	2,000,000
修繕費	100,000
水道光熱費	1,700,000
地代家賃	15,000
賃借料	400,000
新聞図書費	25,000
保険料	170,000
諸会費	120,000
租税公課	1,400,000
研修費	80,000
支払手数料	100,000
雑 費	30,000
備品購入費	100,000
予備費	35,000

その他経費計

12,205,000

事業費 計

27,360,000

令和6(2024)年度 活動計算書(予算)

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

【管理費】			
(人件費)			
賃 金 (管)	1,100,000		
役員 報酬 (管)	600,000		
人件費計	<u>1,700,000</u>		
(その他経費)			
業務委託費 (管)	250,000		
印刷製本費 (管)	20,000		
旅費交通費 (管)	5,000		
通信運搬費 (管)	15,000		
賃 借 料 (管)	200,000		
支払手数料 (管)	10,000		
雑 費 (管)	10,000		
その他経費計	<u>510,000</u>		
管理費 計		<u>2,210,000</u>	
経常費用 計			<u>29,570,000</u>
当期経常増減額			<u>80,000</u>
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			<u>0</u>
税引前当期正味財産増減額			80,000
法人税、住民税及び事業税			<u>80,000</u>
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			<u>3,553,069</u>
次期繰越正味財産額			<u><u>3,553,069</u></u>

令和 6 (2024) 年度 役員(理事・監事) 承認の件

特定非営利活動法人エコプラザさばえの役員について 定款第 23 条(6)の規定により、令和 6 年(2024)年～7 年(2025)度年度役員について、承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長 岸 本 直 樹

令和6(2024)年度 役員(理事・監事)

任期：令和6(2024)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

役職	氏名
理事	石本 豊昭
理事	井上 哲夫
理事	岡田 秀雄
理事	川上 広志
理事	岸本 直樹
理事	後藤 肇
理事	清水 堅
理事	園 昇
理事	田辺久美子
理事	辻子 裕二
理事	友永美千代
理事	二木佐緒里
理事	野口 真生
理事	畑中 雅博
理事	藤田 久子
監事	夏梅 建一
監事	林 暁

令和5年度 特定非営利活動法人エコプラザさばえ 通常総会 議事録

- 1、召集年月日 令和5年5月22日(月)19:00～
- 2、開催場所 鯖江市中野町第73号11番地 鯖江市環境教育支援センター1F会議室
- 3、正会員総数 59名
- 4、出席した正会員数 19名 委任状 29名
- 5、資料の確認
- 6、議長の選出

慣例に基づき岸本理事長が議長に選任された。続いて議長より挨拶の後議案の審議に入った。

7、議事の経過の要領及び議案別決議の結果

(1) 議長が議事をまとめるにあたり、議事録署名人および議事録作成人を下記のように指定した。

議事録作成人 事務局

議事録署名人 園昇、浅利裕美

(2) 事務局が、定款所定数を満たしたので本日の通常総会は、有効に成立した旨を告げた。

(3) 議長が、前回議事録の承認について下記のとおり述べた。

①異議のある場合は、本会開催中に議長に申し出るものとする。

②異議なき場合は承認されたと判断する。

(4) 審議事項

議案第1号 令和4年度 事業報告(案)

畑中事務局長が、以下の資料を一読した。

- ① 令和4年度 事業報告(案) (令和5年度 通常総会 資料 (以下総会資料) P4)
- ② 令和4年度(特) エコプラザさばえ 実施事業 一覧 (同上 P5)
- ③ 令和4年度(特) エコプラザさばえ 会議等 一覧 (同上 P6)

議案第2号 令和4年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(決算)(案)

畑中事務局長が、以下の資料を一読した。

- ① 令和4年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(決算)(案) (同上 P 7～10)
- ② 令和4年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表 (同 上 P 11)
- ③ 令和4年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録 (同 上 P 11)

<監査報告(議案第1号・第2号)>

林監事が、監査報告書(総会資料 P12)に基づき報告した。

議長が議案第1号、議案第2号について諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

議案第3号 令和5年度 事業計画(案)

畑中事務局長が、以下の資料を一読した。

令和5年度 事業計画(案) (同 上 P 13～16)

議案第5号 令和5年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(予算)(案)

畑中事務局長が、以下の資料を一読した。

令和5年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書(予算)(案) (同 上 P 17～19)

議長が議案第3号、議案第4号について諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

以上をもって通常総会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し午後8時35分散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

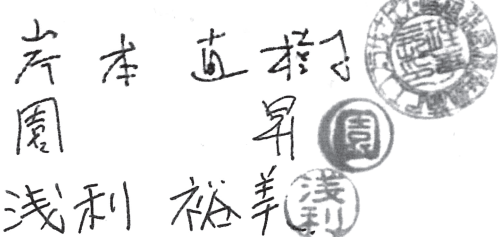
令和5年5月23日

特定非営利活動法人エコプラザさばえ

議長

署名人

署名人



 岸本 直樹

 園

 浅利 裕美

特定非営利活動法人 エコプラザさばえ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコプラザさばえという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市中野町第73号11番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民ならびに市民団体・企業・行政・教育機関に対して、環境情報の収集・編集・発信、環境教育に関する事業を行い、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①環境に関する普及・啓発事業
 - ②環境に関する受託事業
 - ③不用品・古物等のリユース推進に関する事業
 - ④再生可能エネルギーを利用した発電事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 特別会員・名誉会員 この法人に功労のあった者、または学識経験者で理事会に於いて特別会員または名誉会員として推薦された個人または団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議

決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上20名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事長・副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。

- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、鯖江市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 哲夫
副理事長	辻子 裕二
副理事長	林 暁
理事	清水 孝次
同	谷田 千津枝
同	鈴木 早苗
同	佐飛 康央
同	坪田 時男
同	矢部 善昭
同	小嶋 恵子
同	木村 直紀
同	白井 純子
監事	八田 登師男
同	上坂 崇重

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費 一口100円/月

附則

この定款は、平成28年8月12日から施行とする。

附則

この定款は、平成29年12月21日から施行とする。

上記は定款に相違ありません

特定非営利活動法人エコプラザさばえ
理事長 岸本直樹